

計画改定の基本的な考え方と変更点について

第4次計画については、令和3(2021)～令和12(2030)年度を計画期間としていますが、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととしています。このことから、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況等を踏まえ、中間年度となる令和8(2026)年度に向け、部分的な見直しを行うものです。

また、令和6(2024)年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)では、性的な被害、家庭の状況、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、本計画を同法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、必要な支援を追記します。

男女共同参画に関する主な社会情勢の変化(令和3～6年度)

時 期	内 容
令和3年4月	「越谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始 →性的少数者を対象に、希望者が市職員の前でパートナー関係にあることを宣誓したことの証明書とカードを発行することで、行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくするもの。
令和4年4月から段階的	「育児・介護休業法」改正 →「産後パパ育休」創設や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等により、子の年齢に応じた柔軟な働き方や、仕事と育児・介護の両立支援制度等を強化。
令和4年5月	「困難女性支援法」成立(令和6年4月施行) →女性をめぐる課題が生活困窮、家庭関係破綻、性暴力・性犯罪被害など複雑化、多様化していることを受け、女性支援の強化が図られたもの。
令和5年4月	「越谷市パートナーシップ宣誓制度」に「ファミリーシップ登録制度」を追加 →パートナーシップ宣誓をした方が、申出によりその子どもを家族として証明カードに記載するもの。
令和5年5月	「DV防止法」の改正(令和6年4月施行) →精神的な暴力が接近禁止命令の対象に拡大
令和5年6月	「LGBT理解増進法」公布、施行 →性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体等に対して性の多様性に関する理解増進のための施策を求めている。
令和6年4月	埼玉県市町村による「パートナーシップ制度」の広域連携開始(令和7年2月県内全市町村での連携完了)
令和6年11月	大阪府を発起人とするパートナーシップ宣誓証明制度の広域連携ネットワークに参加(令和7年5月1日時点で27府県247自治体参加)

主な見直し箇所

ページ	項目	見直す部分	理由
P6-	「越谷市のこれまでの取組と今後の課題」	第4次計画の進捗状況について、市政世論調査等のデータを元に検証する形とした	令和3年度から進行中の計画の中間見直しであるため、これまでの進捗状況を掲載するものとした
P18	計画の位置づけ	「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画を包含している旨の説明を追記した	令和4年5月に成立した「困難女性支援法」において、市町村に対し推進計画を策定する努力義務が課されたことによるもの
P24-25	計画の体系	「基本目標」部分に通し矢印を追加し、計画全体に「越谷市女性活躍推進計画」「越谷市DV対策基本計画」「越谷市困難女性支援基本計画」を包含していることを図示した	
P26	計画の目標	計画の体系図を変更し、計画全体に「女性活躍」「DV対策」「困難女性支援」の計画を包含する旨の説明を追記	
P31	計画の内容	基本目標Ⅱ「男女が輝き活躍できるまちづくり」施策の方針3の参考指針「審議会等に占める女性委員の割合」の令和12年度目標値を35%から40%に変更	令和3年4月に公表された国、県の計画において、目標値が40%とされたため、水準を合わせるものとした
P33		基本目標Ⅲ「男女が安心して暮らせるまちづくり」施策の方向(3)「誰もが安心して暮らせる環境の整備」に「困難な問題を抱える女性への包括的・継続的な支援」を追加	令和4年5月に成立した「困難女性支援法」において、市町村に対し推進計画を策定する努力義務が課されたことによるもの
P35		基本目標Ⅲ「男女が安心して暮らせるまちづくり」施策の方針(6)「生涯を通じた心身の健康づくり」の参考指標として「男性のための電話相談の実施」を追加	令和6年10月より開始した事業を追加したもの
全般	各項目	—	記載データの更新等